

疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会の 設置について

1. 設置の趣旨

疫学研究の適正な実施を目的として、平成14年に策定した「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号。（以下「疫学研究指針」という。）については、平成19年改正の際、「この指針は、必要に応じ、又は施行後5年を目途としてその全般に関して検討を加えた上で見直しを行うものとする。」としていることから、厚生科学審議会科学技術部会に本委員会を設置し、科学技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえた検討を行った上で、必要な見直しの検討を行う。

2. 検討課題等

疫学研究指針の運用状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

3. 構成

疫学研究指針の検討に必要な知見を持った、疫学研究者、医療関係者、法学・倫理学専門家、一般の立場を代表する者等から構成する。なお、委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、厚生科学審議会委員、臨時委員又は専門委員の中から科学技術部会長が指名する。

4. その他

疫学研究指針は、文部科学省との共同告示であることから、文部科学省と連携を図りつつ議論を進めるものとする。